

加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定）第3条第1項第10号の地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）を行う法人に対し、予算の範囲内において市が交付する補助金に関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）及び加古川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和47年条例第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金は、加古川市地域生活支援事業者（所）指定基準（平成19年5月27日福祉部長決定）に基づき、地域活動支援センターとして指定登録を受けて事業を実施する法人に対して交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1及び別表2に定める事業の運営に必要な経費（当該経費が発生した年度分に限る。）とする。

(補助額)

第4条 補助金の交付額は、次に定める額の合計額とする。ただし、それぞれの額に千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

- (1) 基礎的事業の補助金の額 別表1に定める対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額と別表2に定める利用者の交通費補助金の合計額
- (2) 機能強化事業の補助金の額 別表1に定める基準額により算出した額

2 年度途中において事業を実施し、廃止し、又は中止した場合における基準額は別表1の基準額を月割りにより算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付申請書に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（別表1に定める対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付決定通知書により当該申請者に対し通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、経費その他申請に関わる事項に変更が生じたとき又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付決定変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条の規定に準じて決定を行い、その旨を加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、加古川市地域活動支援センター事業実績報告書に必要な書類を添えて市長が定める日までに報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金確定通知書により、

補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第6条の規定により交付の決定をした補助金の額（第7条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により決定された金額をいう。）の範囲内で分割して概算交付することができ、前条の規定による補助金の額の確定後に精算額を交付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金請求書により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （5）その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付決定取消通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金返還通知書によ

り、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第9条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

4 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

6 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第14条 補助事業者は、補助金に係る事業の収支を明らかにした帳簿を備え、収支についての証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第16条 申請書、その他書類の様式は別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条、第 4 条関係)

1. 次の基準と対象経費のいずれか少ない額

| 類型 | 区分 | a 基準額 | b 対象経費 |
|------------|------------------------|--|---|
| 基礎的 事業 | 神戸市 外に設 置の場 合 | (1) と (2) の合計額 (1) 管理費 5,313,600 円 × 開設月数 ÷ 12 × 市内在住者月利用延人員 / 月利用延人員 (2) 事業費 8,330 円 × 月利用延人員 (ただし、月ごとに 20 名を限度とする。) × 市内在住者月利用延人員 / 月利用延人員 | 以下に掲げる対象経費の実支出額 × 市内在住者月利用延人員 / 月利用延人員 〔対象経費〕 ・ 指導員等の人件費 (報酬、報償費、給料、職員手当等社会保険料、賃金) ・ 旅費 ・ 需用費 (消耗品費、印刷製本費、指導用材料費、燃料費、光熱水費、修繕費、飼料費、医薬材料費等) ・ 役務費 (通信運搬費等) ・ 使用料 (建物賃借料等) |
| | 神戸市 に設置 の場合 | 市利用者につき 96,890 円 × 市内在住者月利用延人員 | |
| 機能強 化事業 | I 型 | I 型 600 万円 | |
| | II 型 | II 型 300 万円 | |
| | III 型 | III 型 150 万円 基準額 × 開設月数 ÷ 12 × 市内在住者月利用延人員 / 月利用延人員 | |

2. 備考

- (1) 市内在住者とは、原則として加古川市内に住所を有する者をいう。
- (2) 開設月数は、月の初日開設月から起算する。(1日開設は、当該月から、2日以降開設は翌月から起算する。)
- (3) 事業所の利用人員については、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。
- (4) 利用者に対するより効果的な支援を行うため、他の支援制度を併用する場合にあっては、週当たりの利用日数等に応じて按分し、月利用延人員として算入することができる。ただし、この場合、当該利用者の事業所での支援内容が代替不能で計画的であることとする。

別表 2 (第 3 条、第 4 条関係)

利用者の交通費補助金

- 1 利用者が高額な交通費を負担して地域活動支援センターを利用している場合において、当該地域活動支援センターが交通費の一部を助成しているときは、次の規定により算出した額を、当該地域活動支援センターの基礎的事業補助基本額に加える。
- 2 利用者の交通費補助金の額は、次により算定した額とする。
 - (1) 利用者の交通費月額から 8,000 円（基礎控除額）を控除し、2 で除した額に通所月数を乗じて得た額
 - (2) 利用者の交通費月額は、次によるものとする。
 - ア 公共交通機関利用者 通所に係る交通費実費
 - イ 保護者等による送迎を受ける者 下表の区分に応じ、当該区分に定める額。ただし、本人運転又は施設等による送迎は対象外とする。

| 区分 (片道) | 基準額 (月額) |
|-----------------|--|
| 2 km 以上 6 km 未満 | 4,200 円 |
| 6 km 以上 10km 未満 | 5,700 円 |
| 10km 以上 14km 未満 | 7,100 円 |
| 14km 以上 18km 未満 | 10,000 円 |
| 18km 以上 22km 未満 | 12,900 円 |
| 22km 以上 26km 未満 | 15,800 円 |
| 26km 以上 30km 未満 | 17,300 円 |
| 30km 以上 34km 未満 | 18,700 円 |
| 34km 以上 38km 未満 | 21,600 円 |
| 38km 以上 42km 未満 | 24,400 円 |
| 42km 以上 46km 未満 | 26,200 円 |
| 46km 以上 50km 未満 | 28,500 円 |
| 50km 以上 54km 未満 | 30,800 円 |
| 54km 以上 58km 未満 | 33,100 円 |
| 58km 以上 62km 未満 | 35,400 円 |
| 62km 以上 66km 未満 | 37,700 円 |
| 66km 以上 70km 未満 | 40,000 円 |
| 70km 以上 74km 未満 | 42,300 円 |
| 74km 以上 78km 未満 | 44,600 円 |
| 78km 以上 82km 未満 | 46,900 円 |
| 82km 以上 86km 未満 | 48,000 円 |
| 86km 以上 | 48,000 円に 86km を越える部分が 4 km までごとに 1,100 円を加算した額（その額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円） |